

◎ 差別って何だろう？

けんりじょうやく さいだい しょうがい もと さべつ きんし
権利条約の最大のポイントは、「障害に基づくあらゆる差別を禁止」していることです。
さべつ なん わ わ
でも、「差別」っていったい何なんでしょうか。分かっているようで分かっていませんよね。
けんりじょうやく かいめ こんかい さべつ かんが おも
権利条約のはなし2回目の今回は、「差別」について、いっしょに考えていきたいと思
います。

◎ 理不尽な悲しい思い ～千葉県で集まった声～

さべつ き かたくる かんが こた
「差別されたことがありますか？」と聞かれても、堅苦しく考えてしまっとうまく答え
られないかもしれません。でも、「障害が理由で『理不尽な悲しい思い』をしたことはあ
りませんか？」と聞かれたら、思い当たるものが一つや二つあるでしょう。こんな方法で
けんみん こえ いじょう あつ ちばけん
県民の声を800以上も集めたのが千葉県です。

ちばけん あつ こえ にほん はし しょうがい もと さべつ
千葉県はアンケートで集まったこの声をもとにして、日本で初めて、障害に基づく差別
きんし じょうれい じょうれい けん しちょうそん つうよう き い
を禁止する条例（条例とは、その県や市町村だけに通用する決まりのことを言います。）
をつくりました。集まった声の一部を見てみましょう（事例は田中が一部修正。）。
あつ こえ いちぶ み じれい たなか いちぶしゅうせい

- しょうがい ひと にん しょうがい ひとふたり い てんいん こま ひょうじょう
① 障害のある人5人、障害のない人2人でレストランに行った。店員が困った表情
よやく ひつよう き しょうがい かた
をしているので「予約が必要でしたか？」と聞くと、「障害の方はちょっと・・・。」
い にゅうてん きよひ
と言われ、入店を拒否された。
- かいしゃ しょうきゅう えいごりよく ため しけん ちょうかく しょうがい わたし
② うちの会社では昇級のために英語力を試す試験があるが、聴覚に障害のある私
しけん う しょうきゅう
はヒアリングができないので試験が受けられず、いつまでたっても昇級できない。
- いえ ちか ろせん くるま りよう ほんすう すく うんこうほんすう
③ 家の近くの路線は車いすで利用できるスロープバスの本数が少ないので、運行本数
そうか がいしゃ もう い ことわ
の増加をバス会社に申し入れたが、断られた。



◎ 差別の種類は3つ

どの事例も、とても腹立たしいものばかりですが、事例から「差別」には3つの種類があることが見えてきます。

1つ目は①のように、障害を理由に他の人と異なる取り扱いをする「直接差別」です。

2つ目は②のように、表面的には中立で公正に見えるルールだが、これを当てはめると特定の人々にだけ（ここでは耳が聞こえない人たちに）不利を生じさせるものを言い、これを「間接差別」と言います。

3つ目は③のように、障害のある人が他の人と平等になるためには一定の配慮が必要なのにその配慮をしないことを言い、これを「『合理的配慮』をしないこと」と言います。

◎ 『合理的配慮』をしないことは差別です！

権利条約は以上3つの差別を禁止し、条約に参加する国に対して、差別を禁止するために必要な法律などを作るよう求めています。とくに『合理的配慮』をしないことを差別として正面からとらえ、これを禁止したことはとても画期的なことです。

日本には、何が障害に基づく差別にあたるのかを定めた法律は一つもありません。3つ目のバスの話、「やっぱり私は車いすだし、仕方ないか。」とあきらめていませんでしたか。日本が権利条約に批准して条約が日本国内でも効力を持てば、私たちの社会は大きく変化し、これまで経験してきた、つらく悲しい思いをなくすることができるのです。

でも、『合理的配慮』って言葉も難しいし、分かりにくいですね。次号では、この『合理的配慮』をもう少し詳しく考えていこうと思います。

つづく・・・

さんこうしょせき
参考書籍

- ・ ながせおさむ ひがしとしひろ かわしまさとしへん しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん がいよう てんぼう
長瀬 修・東 俊裕・川島 聡 編 『障害者の権利条約と日本—概要と展望』
（生活書院、2008年）
- ・ ひがしとしひろかんしゅう ていーびーあい にほんかいぎへん しょうがいしゃ けんりじょうやく か きゅうーあんどえい
東 俊裕 監修、DP I 日本会議 編 『障害者の権利条約でこう変わる Q & A』
（解放出版社、2007年）